分類コード	Ｘ－１－１－１－02
保存期間	10年（令和15年12月31日まで）

秋本交制第３号
令和５年１月１８日

各警察署長殿

秋田県警察本部長

通行禁止道路における通行許可取扱要領の一部改正について（例規）

警察署長の行う通行許可の取扱いについては、道路交通法（昭和35年法律第105号）第８条第２項、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第６条及び秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第７号）第５条の４に基づき、「通行禁止道路における通行許可取扱要領の制定について（例規）」（平成19年７月27日付け秋本交制第121号。以下「旧例規」という。）により運用してきたところであるが、この度、自動車検査証が電子化されることに伴い、所要の整備を行い、別添「通行許可取扱要領」のとおり運用することとしたので、取扱いに誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は廃止する。

別添

通行許可取扱要領

第１　目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第８条第２項、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）第６条及び秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第７号。以下「細則」という。）第５条の４の規定に基づき、警察署長（以下「署長」という。）の行う通行許可の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

第２　許可の基本

歩行者用道路等の通行規制は、生活道路等における歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行を禁止する趣旨であることを踏まえ、通行許可に当たっては、許可の必要性、妥当性等を十分審査し必要最小限にとどめるものとする。

第３　審査基準

法第８条第２項の規定による通行の許可は、当該許可に係る通行が次の１から３までのいずれかに該当する場合に限り行うものとする。

１　車庫、空地その他当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等に関する法律等関係法令に違反しない場所に限る。）に出入りするため車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合

２　身体の障害のある者を輸送するため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合で、次の(1)から(3)までのすべてを満たす場合

(1)　通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ身体の障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならず、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること。

(2)　社会通念に照らして、目的地に到達するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段がないこと。

(3)　許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑に著しい影響を及ぼさないこと。

３　細則第５条の４の規定により次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合

(1)　日常生活に欠くことのできない食料品、燃料、日用雑貨等通常の生活に伴って必要となる物品等を運搬するためやむを得ないと認められる場合であること。

(2)　冠婚葬祭等社会生活において慣習として広く認められているもので、やむを得ないと認められる場合であること。

(3)　業務の遂行上車両の通行が必要不可欠な場合等署長が特に通行の必要性を認めた場合であること。

なお、前記(1)及び(2)の「やむを得ないと認められる場合」とは、許可対象行為に関して、社会通念上通行許可を得る以外に手段がないと認められる場合であって、通行禁止規制によって確保される道路交通の安全と円滑等の公益性を上回る公共性（公益性）及び必要性があると認められる場合をいう。

第４　通行許可事務の取扱い

１　申請

(1)　署長は、通行許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）から許可申請を受理する場合は、通行禁止道路通行許可申請書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第５条に規定する別記様式第１の３の様式）正副２通のほか、自動車検査証記録事項が記載された書面及び許可を必要とする区域又は道路の区間を示す略図を提出させるものとする。ただし、申請者が身体の障害のある者で、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場所に住居があり、かつ、タクシー等を利用する場合の申請については、自動車検査証記録事項が記載された書面の提出は不要とし、許可証は当該申請者に交付すること。

(2)　署長は、申請者と通行許可を受けようとする車両との関係を明らかにする必要がある場合は、前記(1)の書類のほか審査に必要な資料の提出を求めるものとする。

２　通行許可手続

(1)　署長は、前記１の申請書を受理したときは、通行禁止道路通行許可申請書受理・交付簿（別記様式。以下「受理・交付簿」という。）に記載の上、申請事項を前記第３の審査基準に従い審査し、不備な点については是正を求めるほか、必要により現地調査を行った上で許可の適否を判断するものとする。

(2)　許可をすると認めたときは、通行禁止道路通行許可証及び細則第５条の５に定める様式第３号の標章（以下単に「標章」という。）を交付するものとする。

(3)　標章を交付する場合、番号欄には、受理・交付簿の受理番号を記載し、通行禁止歩行者用道路通行許可車の欄は、許可の対象道路が通行禁止道路である場合は通行禁止を、歩行者用道路である場合は歩行者用を丸印で囲むこと。ただし、許可の対象道路がいずれにもわたる場合はこの限りでない。

(4)　標章の紛失、破損等による再交付は、新たな申請手続として取り扱うものとする。

３　処理期間

５日以内とする。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第１条に規定する県の休日は除くものとする。

第５　標章の有効期間

１　通行禁止区域等に居住し、又は勤務地を有するなど恒常的に通行しなければならない理由のあるものは最長３年とし、以後更新させるものとする。

２　冠婚葬祭、引越し又は建築工事等一時的なものについては、必要な期間、日又は時間を限って許可するものとする。

第６　運用上の留意事項

１　交通規制の実効性の確保

審査に当たっては、真に必要やむを得ないものであるかどうかを適正に審査し、当該交通規制の実効性を失うことのないよう配意すること。やむを得ず許可車が多数となる場合は、必要な安全対策を講じるとともに、当該交通規制の見直しを検討すること。

２　通行許可の対象とする道路

原則として終日規制が行われている通行禁止道路のみを許可対象とし、時間規制が

行われている歩行者用道路については、一般的には規制時間を避けて通行することが可能であることから、必要やむを得ないものを除き、規制時間帯の許可はしないものとするほか、一方通行を逆行する通行は許可しないものとする。

3　申請区域・区間又は場所の特定

通行しようとする区域・区間又は場所は、具体的に特定して申請書に記載させるものとする。ただし、申請者の業務内容と業務対象地域等を勘案し、必要やむを得ないものに限って「○○町内」の例により記載させること。

なお、当該区域・区間又は場所が多く、所定の欄に記載できない場合は、別紙又は略図を添付させること。

4　大型自動車等通行禁止の踏切の通行許可

通行しようとする区間内に大型自動車等の通行禁止規制の踏切があり、かつ、当該踏切を大型自動車等が通行しなければならない相当な理由がある場合は、申請者に対し、事前に踏切管理者から通行の可否について確認するよう指導し、通行が可能と確認できた場合のみ許可すること。

5　身体の障害のある申請者

身体の障害のある申請者に対して許可証を交付する場合は、次の事項について指導すること。

(1)　許可証番号等の通知

申請者がタクシー等の利用を依頼した場合、当該依頼を受けたタクシー等は、送迎の前後において許可証を携帯せず通行禁止道路を通行しなければならない場合があることから、依頼する際は、申請者が使用するタクシー等の運転者に対し、当該運転者が送迎前後において警察官に停止を求められた場合に、当該運転者が申請者の氏名、許可証番号を回答できるよう事前に通知すること。

(2)　許可証の携帯

申請者は、タクシー等に乗車する際には、許可証を携帯すること。

(3)　許可条件の通知

申請者は、法第８条第５項の規定により署長が当該許可に条件を付しているときは、身体の障害のある者を輸送するため使用する車両の運転者に対し許可証を提示し、その条件を通知すること。

(4)　標章の掲示

申請者がタクシー等に乗車する際には、身体の障害のある者を輸送するため使用する車両の運転者に対し標章の掲示を依頼すること。

6　複数の警察署の管轄にわたる場合の措置

規制区間が連続して２以上の警察署の管轄にわたるものについては、申請を受理した署長が許可を取り扱うものとする。この場合、関係署長と協議を行い、申請書の余白及び受理・交付簿の備考欄に「○○署と協議済」と記載しておくこと。